委　託　契　約　書

委託者　地方独立行政法人長野県立病院機構　理事長　本田　孝行（以下「委託者」という。）と受託者　　　　　　　　　　　（以下「受託者」という。）は、次の条項により、に関する委託契約を締結する。

（総則）

第１条　委託者及び受託者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

２　受託者は、この契約の履行に際して知り得た秘密を漏らしてはならない。

３　この契約に定める請求、通知及び解除は、書面により行わなければならない。

４　この契約の履行に関して委託者及び受託者間で用いる言語は、日本語とする。

５　この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

６　この契約の履行に関して委託者及び受託者間で用いる計量単位は、仕様書（設計図書）に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成４年法律第51号）に定めるものとする。

７　この契約書及び仕様書（設計図書）における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

８　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

９　この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（委託業務）

第２条　委託業務の名称及び内容は、次のとおりとする。

(1)　業務の名称

地方独立行政法人長野県立病院機構の経営分析及び経営改善等支援業務

(2)　業務の内容

仕様書のとおり

（契約期間）

第３条　委託業務の契約期間は、令和６年　月　日から令和９年３月31日までとする。

（委託料）

第４条　委託料は、　　　　　　　円（税込）

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　　　　　円）とする。

（契約保証金）

第５条　契約保証金は、　　　　　　　円とし、その納付は免除する。

２　受託者がこの契約を履行しなかったときは、受託者は契約保証金に相当する金額を違約金として委託者に納入しなければならない。

（業務完了報告及び検査）

第６条　受託者は、毎年度末までに委託者へ報告書を提出し、確認を受けなければならない。

（委託料の支払）

第７条　受託者は、前条により委託者の確認を受けた後、委託者に対し委託料を請求するものとする。

２　委託者は、請求を受けた月の末日までに委託料を支払うものとする。

（損害の負担）

第８条　委託業務の実施に関し生じた損害は、受託者が負担するものとする。

２　第三者に損害を及ぼしたときは、受託者は委託者に速やかに報告するものとし、受託者がその損害を賠償しなければならない。

（権利義務の譲渡、承継）

第９条　受託者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡又は承継させてはならない。ただし、委託者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

（再委託の禁止）

第10条　受託者は、委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

（契約期間の延長）

第11条　受託者は、災害その他の受託者の責めに帰することができない事由により委託者の指定する日までにその義務を履行することができないときは、速やかに委託者に契約期間の延長を申し出なければならない。

２　前項に規定する場合において、委託者はその事実を審査し、やむを得ないと認めるときは、委託者及び受託者協議の上、契約期間を延長するものとする。

（契約内容の変更）

第12条　委託者は、必要があると認めるときは、委託業務内容を変更することができる。

２　前項の場合、必要があると認められるときは、委託者及び受託者協議の上、委託料、契約期間その他の契約内容を変更するものとする。

３　委託者は、第１項の変更により受託者に損害を与えたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（契約解除）

第13条　委託者は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

(1)　受託者が、その責に帰すべき事由により、第３条に規定する契約期間中に委託業務を完了しないとき又は完了することができないことが明らかと認められるとき。

(2)　受託者が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」という。）に該当する旨の通報を警察当局から委託者が受けた場合。

(3)　前各号の場合のほか、受託者がこの契約に違反したとき。

（談合その他の不正行為による解除）

第13条の２　委託者は、受託者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第７条第１項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第７条の２第１項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

(2) 受託者（受託者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の６又は第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。

（再委託契約に関する契約解除）

第13条の３　委託者は、この契約の受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）が暴力団等に該当する旨の通報を警察当局から受けた場合、受託者に対して再委託契約の解除を求めることができる。

２　委託者は、受託者が前項の規定に従わなかった場合、この契約を解除することができる。

（債務不履行の損害賠償）

第14条　受託者は、その責に帰すべき事由により、第３条に規定する期間までに委託業務を完了しないとき又は第６条に規定する期限までに委託業務完了報告書を提出しないときは、当該期限の翌日から委託業務を完了した日又は委託業務完了報告書を提出した日までの日数に応じ、委託料に対し年2.4％の割合で計算した額の遅延損害金を委託者に支払わなければならない。

２　委託者は、その責に帰すべき事由により、第７条第２項に規定する期限までに委託料を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、委託料に対し年2.4％の割合で計算した額の遅延利息を受託者に支払わなければならない。

３　受託者は、第13条から前条までの規定により契約が解除されたときは、第５条第１項に規定する契約保証金の額に相当する額を違約金として委託者に支払わなければならない。

４　受託者は、第１項又は第３項の場合において、委託者の受けた損害が同項に規定する遅延損害金又は違約金の額を超えるときは、その超える額についても委託者に支払わなければならない。

（賠償の予約）

第15条　受託者は、第13条の２の各号のいずれかに該当するときは、委託者が契約を解除するか否かを問わず、契約金額の10分の２に相当する額を賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、同条の２第１号から第２号までのうち、審決の対象となる行為が、独占禁止法第２条第９項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第６項で規定する不当廉売であるとき、その他委託者が特に認めるときは、この限りでない。

２　前項の規定は、委託者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務）

第16条　受託者は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく委託者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

　（秘密の保持）

第17条　受託者は、本契約の履行に際し知り得た委託者の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。また、この契約の終了後においても同様とする。

　（個人情報の保護）

第18条　受託者は、この契約により業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護のために別紙に掲げる事項を遵守しなければならない。

（疑義の解決）

第19条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、委託者及び受託者が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書２通を作成し、委託者及び受託者記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和６年　月　日

　　　　　　　　　　　　長野県長野市南長野幅下692-2

委託者　　地方独立行政法人長野県立病院機構

　　理事長　本田　孝行

受託者